

信州大学農学部と長野工業高等専門学校との連携に関する協定書

信州大学農学部（以下「甲」という。）と長野工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、甲が有する農業・林業・畜産業を中心とした多岐にわたる農学生命科学分野の科学系ポテンシャルと、乙が有する工学系科学技術ならびに地域産業界への実践的な提案・支援ポテンシャルを連携活用し、地域社会の課題解決および甲と乙の一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的連携のもと、教育、研究、地域貢献、産学官連携の各方面にわたって広く協力し、社会にその成果を還元し、学術および産業の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 学術研究に関すること。
- 二 学生の教育、研究に関すること。
- 三 地域貢献および産学官連携に関すること。
- 四 その他甲および乙が必要と認める事項。

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連絡推進協議会を設置することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から3年間とし、協定の継続については連携活動成果を俯瞰した上で、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和5年5月9日

甲 信州大学農学部長

乙 長野工業高等専門学校長

米倉 真一

江崎 尚和